

一、最新中国法令

● 关于取消和下放一批行政审批项目的公告

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2014〕5号
 【发布日期】2014-01-28
 【内容提要】国务院再取消和下放行政审批项目（64项，另有18个子项），其中包括：

项目名称	审批部门	处理决定
利用互联网实施远程高等学历教育的教育网校审批	教育部	取消
基础电信和跨地区增值电信业务经营许可证书备案核准	工业和信息化部	取消
计算机信息系统集成企业资质认定	工业和信息化部	取消
扣缴税款登记核准	税务总局	取消
非居民企业股权转让选择特殊性税务处理核准	税务总局	取消
外资金融机构由总行或联行转入信贷资产审批	银监会	取消
特殊经济区域区内机构结汇、购付汇核准与外汇登记	国家外汇局	取消
金融机构的外方投资者收益汇出或者购汇汇出核准	国家外汇局	取消
境内机构非贸易购付汇真实性审核	国家外汇局	取消
机构外汇资金境内划转核准	国家外汇局	取消
省际普通货物水路运输许可	交通运输部	下放至省级交通运输主管部门

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/15/content_2602146.htm

● 关于做好外商投资道路运输业立项审批权限下放后有关工作的通知

【发布单位】交通运输部
 【发布文号】交运发〔2014〕70号
 【发布日期】2014-03-10
 【出台背景】国务院发布决定，明确由省级交通运输主管部门实施外商投资道路运输业立项审批工作。

一、最新中国法令

● 一部行政審査許可プロジェクトの取消および委譲に関する公告

【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2014〕5号
 【発布日】2014-01-28
 【概要】国务院は行政審査許可プロジェクトの取消および委譲を追加した（64項目、別に18のサブ項目）、それには以下の内容が含まれる。

プロジェクト名称	審査許可部門	処理決定
インターネットを利用して遠隔高等学歴教育を行う教育オンラインスクールの審査許可	教育部	取消
基礎電信および地区を跨ぐ付加価値電信業務経営許可証の届出認可	工業情報化部	取消
コンピュータ情報システム集積企業の資格認定	工業情報化部	取消
税金源泉徴収登記認可	税務総局	取消
非居住民企業持分譲渡の特別税務処理選択の認可	税務総局	取消
外資金融機関での本店または支店間の貸付資産繰入の審査許可	銀行業監督管理委員会	取消
特別経済区域区内機構の人民元転、外貨購入支払いの認可と外貨登記	国家外貨管理局	取消
金融機関外国側投資者の収益の海外送金または外貨購入送金の認可	国家外貨管理局	取消
国内機構の非貿易外貨購入支払いの真实性審査	国家外貨管理局	取消
機構外貨資金国内振替の認可	国家外貨管理局	取消
省間普通貨物水路輸送許可	交通運輸部	省級交通運輸主管部門へ委譲

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2014-02/15/content_2602146.htm

● 外商投資道路輸送業プロジェクト立案審査許可権限の委譲後の関連作業徹底に関する通知

【発布機関】交通運輸部
 【発布番号】交運発〔2014〕70号
 【発布日】2014-03-10
 【発布背景】国务院が決定を公布し、省級交通運輸主管部門が外商投資道路運輸業のプロジェクト立案審査許可作業を実施することを明確にした。

【内容提要】该通知对外商投资道路运输业立项审批涉及的申请材料审核和审批工作进行了规范，包括：

- 外商投资道路运输企业设立、扩大经营范围/规模、设立分公司从事道路运输业，外商投资企业扩大经营范围从事道路运输业，以及已经取得外商投资道路运输业批件的企业提出变更申请等情形下，企业应提交的申请书及相关申请资料的原则性要求。
- 外商投资道路运输业审批、外商投资道路运输企业拟在外省市设立分公司从事道路运输业等事项的审批要求等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mot.gov.cn/zfxqgk/bnssj/dlyss/201403/t20140313_1591572.html

● [《中国（上海）自由贸易试验区企业年度报告公示办法（试行）》、《中国（上海）自由贸易试验区企业经营异常名录管理办法（试行）》](#)

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布文号】沪工商管〔2014〕49号

【发布日期】2014-03-03

【实施日期】2014-03-03

【内容提要】《中国（上海）自由贸易试验区企业年度报告公示办法（试行）》明确了企业年度报告公示的适用范围、定义、年度报告的内容、是否需提交年度审计报告、公示程序、未按规定期限公示年度报告的法律后果等，其中包括：

- 试验区内企业法人、非法人企业及其分支机构（以下统称“企业”）应当在每年03月01日至06月30日，通过电子身份认证登录上海市工商行政管理局门户网站（www.sgs.gov.cn）的企业信用信息公示系统向工商行政管理机关报送上一年度的年度报告后，向社会公示。
- 未按规定期限公示年度报告的企业载入经营异常名录，并在企业信用信息公示系统向社会公示。连续三年未履行年度报告公示义务的，工商行政管理机关将其永久载入经营异常名录，不得恢复正常记载状态，并列入严重违法违规企业名单（“黑名单”）。

【概要】本通知は、外商投資道路運輸業プロジェクト立案審査許可にかかわる申請書類の審査および審査許可作業について規範化した。具体的には以下の内容が含まれる。

- 外商投資道路運輸企業の設立、経営範囲/規模の拡大、分公司を設立しての道路運輸業への従事、外商投資企業が経営範囲を拡大しての道路運輸業への従事および外商投資道路運輸業許可書を取得済みの企業が変更申請などを行う状況において、企業が提出しなければならない申請書および関連申請資料の原則的な要求。
- 外商投資道路運輸業の審査許可、外商投資道路運輸企業が他の省市に分公司を設立して道路運輸業に従事するなどの事項に関する審査許可要求など。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mot.gov.cn/zfxqgk/bnssj/dlyss/201403/t20140313_1591572.html

● [「中国（上海）自由貿易試験区企業年度報告公示弁法（試行）」、「中国（上海）自由貿易試験区企業経営異常名簿管理弁法（試行）」](#)

【発布機関】上海市工商行政管理局

【発布番号】滬工商管〔2014〕49号

【発布日】2014-03-03

【実施日】2014-03-03

【概要】「中国（上海）自由貿易試験区企業年度報告公示弁法（試行）」は、企業年度報告公示の適用範囲、定義、年度報告の内容、年度監査報告書提出の要否、公示手順、所定期限内に年度報告の公示を行わなかった場合の法的責任などを明確にした。それには以下の内容が含まれる。

- 試験区内の企業法人、非法人企業およびその分支機構（以下「企業」という）は、その年の3月1日から6月30日までの間に、電子本人認証を通じて上海市工商行政管理局のポータルサイト（www.sgs.gov.cn）の企業信用情報公示システムにログインし、工商行政管理機関に対し前年度の年度報告を申告した後、社会に向け公示しなければならない。
- 所定の期限内に年度報告を公示しなかった企業については、経営異常名簿に記載した上、企業信用情報公示システムにおいて社会に向け公示する。年度報告公示義務を連続三年履行しなかった場合、工商行政管理機関はそれを経営異常名簿に永久に記載し、正常記載状態への回復を行わず、重大法律規則違反企業名簿（ブラックリスト）に記載する。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2014-03-06-0000009a201403060001.html>

● 上海市 2014 年产业结构调整重点工作安排

- 【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办发〔2014〕15号
【发布日期】2014-03-07
【内容提要】该安排提出以下措施：
- 更新 2014 版《本市产业转型升级指导目录和产业布局指南》和《上海产业能效指南》。
 - 实施“负面清单”目录管理。分批颁布高于国家标准的《上海市部分行业限制类和淘汰类生产工艺、装备、产品指导目录》。
 - 严格新增项目准入条件。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai38452.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 国土资源部透露：不动产统一登记制度的进展及安排

日前，关于不动产统一登记制度（实现房屋、土地、林地、海域等不动产统一登记，登记机构、登记簿册、登记依据和信息平台“四统一”），国土资源部官员透露：

- 2014 年将建立不动产部际联席会议制度，同时，在地级市加挂不动产登记局牌子。
- 2014 年 06 月出台《不动产登记条例》。
- 建立不动产登记平台和网络登记平台。
- 关于统一登记的试点已经确定并安排，试点城市可能包括南京、宁波、郑州等。

（里兆律师事务所 2014 年 03 月 14 日编写）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2014-03-06-0000009a201403060001.html>

● 上海市 2014 年産業構造調整重点作業の手配

- 【発布機関】上海市人民政府弁公庁
【発布番号】滬府弁発〔2014〕15号
【発布日】2014-03-07
【概要】本手配は、以下の措置を提起した。
- 2014 版「上海市産業モデルチェンジ・グレードアップ指導目録および産業配置ガイドライン」および「上海産業エネルギー効率ガイドライン」の更新。
 - 「ネガティブリスト」目録管理の実施。国家基準を上回る「上海市一部業種の制限類および淘汰類生産技術、装置設備、製品指導目録」の分割公布。
 - 新規追加プロジェクトの参入条件の厳格化。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai38452.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 国土资源部が、不動産統一登記制度の進展および手配を開示した

先頃、不動産統一登記制度（建物、土地、森林地、海域などの不動産統一登記を実現する、登記機構、登記帳簿、登記根拠および情報プラットフォームの「四つの統一」）について、国土资源部関係者は下記事項を開示した。

- 2014 年に不動産部局間共同会議制度を確立し、同時に地級市に不動産登記局を設ける。
- 2014 年 6 月に「不動産登記条例」を公布する。
- 不動産登記プラットフォームおよびオンライン登記プラットフォームを構築する。
- 統一登記の試行に関しては既に確定の上、手配済みであり、試行都市には南京、寧波、鄭州などが含まれるものと思われる。

（里兆法律事務所が 2014 年 3 月 14 日付で作成）

● 消費税改革方案将公布：高污染、高能耗以及部分奢侈品纳入征收范围

2014 年政府工作报告明确提出要推动消费税改革。按财政部表态，消费税改革包含扩大范围以及调整征收环节两种。

- 对扩大范围部分，财政部明确将高污染、高能耗以及部分奢侈品纳入征收范围，但官方并未透露是哪些产品。据透露，财政部将对大排量汽车以及奢侈品都进行重新界定，这意味着，汽车将可能按照排量和售价进行分档，征收消费税。
- 对改变征收环节，成品油消费税考虑在加油站进行征收。

(里兆律师事务所 2014 年 03 月 14 日编写)

● 最高院指导案例：不能证明履行了告知消费者汽车经过维修的义务，法院判决销售者构成欺诈

Key Points:

1. 为家庭生活消费需要购买汽车，发生欺诈纠纷的，可以按照《消费者权益保护法》处理。
2. 汽车销售者承诺向消费者出售没有使用或维修过的新车，消费者购买后发现系使用或维修过的汽车，销售者不能证明已履行告知义务且得到消费者认可的，构成销售欺诈，消费者要求销售者按照《消费者权益保护法》赔偿损失的，人民法院应予支持。

基本案情:

1. 2007 年 02 月 28 日，原告张莉从被告北京合力华通汽车服务有限公司（以下简称“合力华通公司”）购买上海通用雪佛兰景程轿车一辆，价格 138,000 元，双方签订有《汽车销售合同》，约定“卖方保证买方所购车辆为新车”。2007 年 05 月 13 日，张莉在将车辆送合力华通公司保养时，发现该车曾于 2007 年 01 月 17 日进行过维修。
2. 法院审理中，合力华通公司称，对于车辆曾进行维修之事已在销售时明确告知张莉，并据此予以较大幅度优惠，还赠送了部分装饰。为证明上述事实，合力华通公司提供了车辆维修记录及有张莉签字的日期为 2007 年 02 月 28 日的车辆交接验

● 消費税改革方案が公布され、高污染、高エネルギー消費および一部贅沢品が徴税対象となる

2014 年政府活動報告は、消費税改革の推進を明確に提起している。財政部の立場によれば、消費税改革には範囲の拡大および徴税段階の調整の二つが含まれている。

- 範囲拡大の部分については、財政部は高汚染、高エネルギー消費および一部贅沢品を徴税対象とすることを明確にしているが、公式にはいずれの製品であるかは開示されていない。開示された情報によれば、財政部は大排気量自動車および贅沢品に対し新たに定義付けを行うとことであり、これは自動車が排気量および販売価格に基づいて等級分けされ、消費税を徴収される可能性があることを意味する。
- 徴税段階の変更については、石油製品消費税はガソリンスタンドで徴税することを検討している。

(里兆法律事務所が 2014 年 3 月 14 日付で作成)

● 最高人民法院指導判例：消費者に対する自動車の修復歴に関する告知義務の履行を証明できない場合について、裁判所は販売者が詐欺を働いたとの判決を下した

Key Points:

1. 家庭における生活消費面での必要から自動車の購入が必要となった際に、詐欺に関する紛争が生じた場合、「消費者権益保護法」に基づき処理することができる。
2. 自動車販売者が消費者に対し未使用または修復歴のない新車を販売することを承諾し、消費者の購入後に使用または修復歴が確認された自動車について、販売者が告知義務を履行し且つ消費者の承諾を受けたことを証明できないのであれば、詐欺の販売を働いたこととなり、消費者が販売者に対し「消費者権益保護法」に基づく損害賠償を求めた場合、裁判所は支持するものとする。

事件の基本背景:

1. 2007 年 2 月 28 日、原告である張莉は被告である北京合力華通汽車服務有限公司（以下「合力華通公司」）から上海 GM のシボレー・エビカを一台購入し、価格は 138,000 元であった。双方は「自動車販売契約」を締結し、「売主は買主の購入する車両が新车であることを保証する」と取り決められていた。2007 年 5 月 13 日、張莉が車両を合力華通会社に保守に出した際、当該車両が 2007 年 1 月 17 日に修復を行っていたことが分かった。
2. 裁判所の審理において、合力華通公司是、車両が修復を行っている事実については販売時に張莉に明確に告知しており、このために大幅な優遇を与え、一部の内装などをサービスしたと説明した。上記事実を証明するために、合力華通公司是車両修復記録および張莉

收单一份，在车辆交接验收单备注一栏中注有“加 1/4 油，此车右侧有钣喷修复，按约定价格销售”。合力华通公司表示该验收单系该公司保存，张莉手中并无此单。张莉表示车辆交接验收单中的签字确系其所签，但合力华通公司在销售时并未告知车辆曾有维修，其在签字时备注一栏中没有“此车右侧有钣喷修复，按约定价格销售”字样。

3. 一审法院北京市朝阳区人民法院判决撤销《汽车销售合同》，合力华通公司退还购车款并增加一倍赔偿，同时赔偿其他损失。

最终裁判：

1. 原告张莉购买汽车系因生活需要自用，被告合力华通公司没有证据证明张莉购买该车用于经营或其他非生活消费，故张莉购买汽车的行为属于生活消费需要，应当适用《消费者权益保护法》。
2. 根据双方签订的《汽车销售合同》约定，合力华通公司交付张莉的车辆应为无维修记录的新车，现所售车辆在交付前实际上经过维修，这是双方共同认可的事实，故本案争议的焦点为合力华通公司是否事先履行了告知义务。
3. 车辆销售价格的降低或优惠以及赠送车饰是销售商常用的销售策略，也是双方当事人协商的结果，不能由此推断出合力华通公司在告知张莉汽车存在瑕疵的基础上对其进行了降价和优惠。合力华通公司提交的有张莉签名的车辆交接验收单，因系合力华通公司单方保存，且备注一栏内容由该公司不同人员书写，加之张莉对此不予认可，该验收单不足以证明张莉对车辆以前维修过有所了解。故对合力华通公司抗辩称其向张莉履行了瑕疵告知义务，不予采信，应认定合力华通公司在售车时隐瞒了车辆存在的瑕疵，有欺诈行为，应退车还款并增加赔偿张莉的损失。
4. 驳回上诉，维持原判。

が署名した2007年2月28日付けの車両引渡し検収表一通を提出し、車両引渡し検収表の備考欄の一つには「タンク四分の一のガソリンを入れ、本車両は右側面の板金塗装の修復を行っており、取り決めた価格にて販売する」との記載があった。合力華通公司是当該検収表は自社で保管するものであり、張莉の手元には本表はないと説明した。張莉は車両引渡し検収表の署名は確かに自分が署名したもののだが、合力華通公司是販売時に車両に修復歴があることを告知しておらず、自身が署名した時点では備考欄に「本車両は右側面の板金塗装の修復を行っており、取り決めた価格にて販売する」との文字はなかったと説明した。

3. 一審裁判所の北京市朝阳区人民裁判所は、「自動車販売契約」を解除し、合力華通公司是車両購入代金を返金した上、同額の賠償を加え、同時にその他の損失を賠償せよとの判決を下した。

最終判決：

1. 原告の張莉が自動車を購入したのは生活の必要による自家用であり、被告の合力華通公司には張莉が当該車両の購入が事業またはその他の非生活消費費用であることを証明する証拠がなかったため、張莉が自動車を購入する行為は生活消費の必要に該当し、「消費者權益保護法」が適用されなければならない。
2. 双方が締結した「自動車販売契約」の取決めによれば、合力華通公司が張莉に引き渡す車両は修復歴のない新車でなければならず、現在の販売車両は引き渡し前に実際に修復が行われており、これは双方共に認める事実であり、本件紛争の焦点は合力華通公司が事前に告知義務を履行したか否かである。
3. 車両販売価格の値下げまたは優遇および車両内装のサービスは販売業者がよく行う販売戦略であり、当事者双方の協議の結果でもあり、これをもって合力華通公司が張莉に対し自動車の瑕疵があることを告知した背景の下、当人に対し値下げまたは優遇を行ったと推断することはできない。合力華通公司が提出した張莉の署名のある車両引渡し検収表は、合力華通公司が一方的に保管するものであり、備考欄の内容は当該会社の異なる人員が記入したものであることに加え、張莉がこれについて認めていないことから、当該検収表により張莉が車両の修復歴を了解していたと証明するには不十分である。よって、合力華通公司が自ら張莉に対し瑕疵の告知義務を履行したと説明した抗弁は信憑性にかけるため、合力華通公司是車両販売時に車両に存在する瑕疵を隠蔽し、詐欺行為があったものと認定し、車両を返品し代金を返還の上、更に張莉の損失を賠償するものとする。
4. 上訴を棄却し、原判決を維持する。

律师提示:

1. 企业在销售产品或提供服务时，应当通过合同约定、消费者签字确认等方式，明确履行向消费者告知产品或服务中存在的瑕疵的义务，并保留相关证据，否则可能因无法证明已履行瑕疵告知义务，而被认定为故意隐瞒、构成欺诈，进而承担相关赔偿责任。
2. 上述案例中，法院依据修订前的《消费者权益保护法》的规定，判决被告合力华通公司在退还货款的同时，增加相当于货款一倍的赔偿（即，退一赔一）。但是，如果依据修订后的《消费者权益保护法》（2013年10月25日通过，2014年03月15日施行）的规定，在退还货款或服务费用的同时，将增加相当于货款或服务费用三倍的赔偿（即，退一赔三）。

法令链接:

原《[消费者权益保护法](#)》第四十九条等
现行《[消费者权益保护法](#)》（2013年修正）第五十五条等

（里兆律师事务所 2014年03月14日编写）

筆者コメント:

1. 企業が製品を販売またはサービスを提供する際、契約の取決め、消費者の署名確認などの方式を通じて、消費者に対し製品またはサービスにおける瑕疵の存在を告知する義務の履行を明確にした上で、関連証拠を保留しなければならない。さもなければ、瑕疵の告知義務が履行済みであることを証明できないために、故意の隠蔽、詐欺と認定され、更には関連賠償責任を負う恐れがある。
2. 上述の判例において、裁判所は改正前の「消費者権益保護法」の規定に基づいて、被告の合力華通公司に対し代金の返還に加え、代金と同額の賠償（即ち、返金一賠償一）の判決を下したが、改正後の「消費者権益保護法」（2013年10月25日に可決、2014年3月15日から施行）の規定に基づいた場合、代金またはサービス費用の返還に加え、代金またはサービス費用の三倍に相当する賠償（即ち、返金一賠償三）となる。

法令リンク:

旧「[消費者権益保護法](#)」第四十九条など
現行「[消費者権益保護法](#)」（2013年改正）第五十五条など

（里兆法律事務所が 2014年3月14日付で作成）